

鹿角市企業告示第 11 号

指定公金事務取扱者の指定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 33 条の 2 において準用する地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定に基づき、指定公金事務取扱者を次のとおり指定したので、地方公営企業法第 33 条の 2 において準用する地方自治法第 243 条の 2 第 2 項の規定により告示する。

令和 8 年 8 月 12 日

鹿角市水道事業
鹿角市長 笹本 真司

記

- 1 指定公金事務取扱者に委託した業務の名称
鹿角市水道料金等徴収業務委託
- 2 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は所在地
株式会社トータルオフィスマネージメント
秋田県横手市十文字町字海道下 42-1
- 3 指定公金事務取扱者に委託した業務に係る収入の種類
水道料金、下水道使用料、農業集落排水使用料及び諸手数料
- 4 指定公金事務取扱者の指定をした日
令和 8 年 8 月 12 日
- 5 指定公金事務取扱者に委託をした期間
令和 8 年 10 月 1 日から令和 13 年 9 月 30 日まで